

ISO/TMB/WG on SR 第 1 回サルバドール総会決議文

決議 1

ISO/TMB/WG SR は、以下のメンバーとともに議長諮問グループ(CAG)を設立することに合意する。

決議 2

ISO/TMB/WG SR は、CAG に代表参加する利害関係者を選考するための以下の手順について合意する。

利害関係者グループ自体によって管理される選考手続き

Twinning (先進国及び発展途上国)

選考手続きの詳細を含む、リーダーシップの役割の十分な根拠を示すために、WG へ情報提供する。

交替方式のプロセスを含めるか否かを考えなければならないが、そのようなプロセスがあるとすれば、そのやり方を決めるのは各利害関係者のカテゴリーの責任である。加えて、WG は、他の基準(例:性別、地理、専門知識)に関するバランスも追求するよう、利害関係者グループに勧告する。

決議 3

ISO/TMB/WG SR は、CAG の追加メンバーに関する情報(経歴、選ばれた理由)を、議長が WG に提供しなければならないことを合意する。

決議 4

ISO/TMB/WG SR は、CAG の以下の委任事項について合意する。

CAG は:

WG の業務または他の諮問的性質の具体的なタスクの調整、計画、運営に関するタスクにおいて、WG の議長と幹事を支援する。

以下について WG の議長と幹事に助言する:

戦略的かつクリティカルな問題- タスクグループにおけるバランスの取れた代表参加

テーマ分野において新たに特定された開発課題、並びに、それらの開発と WG の開発結果の間の格差

CAG は、諮問機関であって、意志決定機関ではない。

決議 5

ISO/TMB/WG SR は、TG 1 の設立を合意する。

名称：資金調達と利害関係者の取り決め

委任事項：

発展途上国及びその他の資金援助を要する利害関係者に参加を推奨するために、ISO/CS と協議の上で資金調達の仕組みを設定する。

資金調達を確保し、発展途上国及び支援が必要で(例えば、世界銀行、UNDP、ドナー組織といった国際機関からの)資金援助を要する利害関係者のカテゴリーに入るその他の組織に資金を割り当てる。

ISO 会員団体に対し、国家政府及びその他の組織からの自発的な資金提供を模索するよう推奨する。

経済援助の収集と配分のための基準を設定する。

ISO/DEVCO の関与を推奨する。

決議 6

ISO/TMB/WG SR は、TG 1 のリーダーシップのための任命をする：

コンビナ：ISO/TMB/WG SR 副議長 Mrs. Catarina Munck af Rosenschold

共同コンビナ：ISO/DEVCO 幹事 Mr. Bernardo Cazadilla

決議 7

ISO/TMB/WG SR は、TG 1 の暫定的なリーダーシップのための任命をする：

幹事：ケニア Mr. Charles O. Nyangute

決議 8

ISO/TMB/WG SR は、TG 2 の設立を合意する：

名称：コミュニケーション

委任事項：

透明性と公開性を確保するために、WG の情報を提供する。

FAQ、ISO 及び SR の紹介、実施文書といった、情報の普及を助けるツールの開発(中小企業、発展途上国、最良実施例の導入のため)、プレゼン資料、冊子、カタログの提供

コミュニケーションに関して他の TG のニーズを満たす。

WG の取り組みについて戦略的促進とコミュニケーションを実施するための計画を策定する。

アウトプットを承認するための基準を設定する。

決議 9

ISO/TMB/WG SR は、TG 2 のリーダーシップのための任命をする：

コンビナ：日本 Mr. Hidemi Tomita

幹事：タイ Mr. Supachai Teapatanapong

共同幹事：アルゼンチン Lic Orlando Daniel Di Pino

決議 10

ISO/TMB/WG SR は、以下の委任事項を伴う TG 3 (運用手順) の創設を決議する：

まだ検討されていない運用手順に関して第 1 回会議の前に受理されたコメントに対応する。

手順の適用または解釈に関する質問を受理または回答する。

必要であれば、CAG と協議の上、改訂された又は新しい手順について議長に提言する。その後、承認のために WG に提出される。

WG 運用手順の統合されたセットを編成する。

ISO/CS は、このタスクグループの共同議長を務める。

同タスクグループのすべての勧告は、承認のために WG に提出される。あらゆる特別手順は、ISO TMB によって承認されるために提出されなければならない。

決議 11

ISO/TMB/WG SR は、TG 3 の暫定的なリーダーシップのための任命をする：

コンビナ：IISD Tom Rotherham

共同コンビナ：ISO/CS Sophie Clivio

幹事：チリ Leonor Ceruti

決議 12

ISO/TMB/WG SR は、以下のタスクを伴う 3 つの暫定的な規格設定タスクグループを設立することを合意する：

タスクグループに設定された課題を検討する。

それらの課題がどのように設計仕様に反映される可能性があるか、そしてその後それらの課題に対してどのように取り組むかを提言する。

ISO/TMB/WG SR は、これらのタスクグループに対し、第 1 回 TG 会議でグループ名を決定するよう求める。

決議 13

ISO/TMB/WG SR は、暫定的な TG 4 に以下を検討するよう要求する：

利害関係者の特定 / 取り決め / コミュニケーション

ISO/TMB/WG SR は、その後の段階で、この TG を別々のグループ又はサブグループに分割する選択肢を保持する。

決議 14

ISO/TMB/WG SR は、暫定的な TG 4 の暫定的なリーダーシップのための任命をする：

コンビナ：イギリス Simon Zadek

共同コンビナ：AICC Paul Kapelus

幹事：イスラエル Irit Keynan

共同コンビナ：メキシコ Mr Ernesto Bachtold

共同幹事：UNCTAD Dr. Anthony Miller

決議 15

ISO/TMB/WG SR は、暫定的な TG 5 に以下を検討するよう要求する：

SR の中心的な背景：テーマ、定義、(異なるタイプに応じた)方針、組織と
社会のインターフェイス ISO/TMB/WG SR は、その後の段階で、この TG を
別々のグループ又はサブグループに分割する選択肢を保持する。

決議 16

ISO/TMB/WG SR は、暫定的な TG 5 の暫定的なリーダーシップのための任命をする：

コンビナ：Dr. Kernaghan Webb

共同コンビナ：コロンビア Adriana Alonzo

共同コンビナ：フランス Thierry Dedieu

共同幹事：マレーシア Michael Chiam

共同幹事：カナダ Darryl Neate

決議 17

ISO/TMB/WG SR は、以下を検討するよう暫定的な TC 6 に要求する：

- 規格にどのように取り組むか(例：どのような言葉を使用するか)：

SR の中心的な背景をあらゆる組織が理解し適用する上で適切なガイダンス
特定の組織のための適切なガイダンス

決議 18

ISO/TMB/WG SR は、暫定的な TG 6 の暫定的なリーダーシップのために以下の任命
をする。

コンビナ：中国 Mr. Yang Zeshi

共同コンビナ：ポルトガル Anabela Vaz Ribeiro

幹事：ドイツ Dr. Joseph Wieland

共同幹事：南アフリカ Veronica Yaji, Nigeria/ Dineo Shilenge、South Africa (代理)

決議 19

ISO/TMB/WG SR は、以下の委任事項を伴う編集委員会の設立に合意する：

作業原案(WD)、委員会原案(CD)、照会原案(DIS)、最終国際規格原案(FDIS)を含む文書を見直し編集する。

ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部に確実に合わせる。

各 TG によって開発された原案を集める。

TG によって作成された原案を見直し調整する。一貫性を確保し、原案における格差や重複を避ける。

設計仕様と照らし合わせて一致するかどうかを確認する。

WG 幹事国に送る前に、TG に見直し結果を報告する。

決議 20

ISO/TMB/WG SR は、編集委員会の暫定的なリーダーシップのための任命をする：

暫定的なプロジェクト編集者：オーストラリア Deni Greene

決議 21

ISO/TMB/WG SR は、運用手順の土台を ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部とすることを決議する。

決議 22

ISO/TMB/WG SR は、WG 及びそのすべての下位組織における以下の意志決定の運用手順を適用することを決議する：

WG またはその下位組織における投票は行わない。すべての決定は、ISO/IEC 専門業務用指針に規定されたようにコンセンサスに基づいて行われる：

「コンセンサス：重要な利害関係者による実質的な事項に対する持続的な反対がなく、すべての関係者の意見に配慮することを模索し対立する論争を和解させる過程を含む、一般的合意。注：コンセンサスは、必ずしも全会一致である必要はない。」

決定が下される会議での持続的な反対を議長・コンビナに正式に通知するのは、専門家の責任である。

持続的な反対の正式な通知を会議の議事録に記録するのは、WG または TG の幹事国の責任である。

必要であれば幹事及び WG リーダーと協議の上、持続的な反対が以下に該当するかどうかを決定するのは、議長・コンビナの責任である。

実質的な事項について

重要な利害関係者によるもの

重要な利害関係者による反対かどうかを決定する際に、議長・コンビナは、先進国、発展途上国、利害関係者の代表を考慮することが望ましい。議長・コンビナの決定とその背景は記録される。

WG または TG は、どの専門家がどの利害関係グループ及び / 又は国に属するのかを議長・コンビナが特定できる仕組みを確立する。

WG 又は TG に対して決定を提案するのは、議長の責任である。決定が提案され次第、議長は投票ではなく挙手を求めることができるが、それは提案された決定に対する支持のレベルを判定するためだけである。

WG と TG は、手続き上の立場で決定が受け入れられやすいプロセスを確立することが望ましい。TG レベルの専門家が WG 運用手順の適用に反対している場合、それらの専門家は WG にその旨を訴えることが望ましい。WG における運用手順の適用に関する訴えは、TMB に通知される。

WG 幹事国は、コンセンサスと意志決定の判定に関するガイドを作成し、WG 内でそれを利用できるようにする。WG 幹事国は、この件に関して TG リーダーシップに具体的な教育訓練を提供する。

決議 23

ISO/TMB/WG SR は、各 TG の専門家の数を制限してはならないことを決議する。

決議 24

ISO/TMB/WG SR は、利害関係者グループが各グループ内の決定のための意志決定プロセスを採用できること、同意志決定プロセスは WG 幹事国に通知されることを決議する。

決議 25

ISO/TMB/WG SR は、翻訳タスクフォース(TTF)のためのリーダーシップ選考プロセスは関連する TTF に一任されることを決議する。

決議 26

ISO/TMB/WG SR は、以下の業務範囲を伴うスペイン語翻訳タスクフォース(STTF)の設立に合意する：

ISO/TMB/WG SR への効果的な参加のためにメンバーが必須と考える文書、すべての原案文書、ISO 26000 の最終文書をスペイン語に翻訳する。

決議 27

ISO/TMB/WG SR は、STTF のリーダーシップのための以下の任命に留意する：

コンビナ：汎アメリカ企業の社会的責任 Dante Pesce

幹事国：スペインの AENOR

決議 28

ISO/TMB/WG SR は、ISO 26000 の正式なスペイン語版の発行を承認するように ISO 理事会に要求する。

決議 29

ISO/TMB/WG SR は、ILO-ISO 間の覚書の実施を促進するために、以下の運用手順を採択することを決議する。

WG は、2005 年 3 月 4 日に ILO と ISO の間で交わされた覚書に示された ILO の特別な地位を認識する（N 文書として回付される）。具体的には、WG 及びそのサブグループのリーダーシップは、生じる可能性のある ILO の問題を早期に特定するために作業し、その後定期的に作業する際に、ILO と協議する。このように、覚書の 1.2、2.1~2.4、6.1、6.2 の条項の効果的でタイムリーな実施を確保する。

あらゆるサブグループへの ILO 及びその構成組織の参加については、覚書の第 5 条の規定が指針となる。

決議 30

ISO/TMB/WG SR は、タイと日本の代表者に対し、作業グループの次回会議を主催することについて感謝する。ISO/TMB/WG SR は、WG の議長と幹事国に対し、タイ及び日本と協力しつつ、次回会議の時間と場所の案を特定し、できるだけ早期に WG に通知するよう要求する。

決議 31

ISO/TMB/WG SR は、WG の第 1 回会議のための見事な配慮について、議長と幹事国に感謝する。

決議 32

ISO/TMB/WG SR は、温かいもてなしと今回の第 1 回会議の見事なアレンジについて、ABNT とスポンサーに感謝する。

以上